

○ 財務省告示第百十六号
平成二十一年三月十一日より告示する。政府短期証券の規定に基づき、平成大蔵省行二令六号(第五条第十一項の規則)に依り、本規則は、平成十一年四月九日付規則として施行する。

国庫短期財務証券(第三百四十九回)

の法律発行の名称及び記述

四 発行方法
三 用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」にて、第十項、第に「金号法」へ、株式等の振替法」といふ。日本銀行との競争て行とし、その規定。

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ	方 募	
額 最	払	發		
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入	
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決	
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定	
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の	
 千 万 円	万 二 八 三 千 千 万 兆 四 六 四 二 百 百 百 千 円 七 円 三 十 百 七 十 億 三 五 億 千 六 八 千 百 百 四 四 十 十	千 額 九 額 万 面 千 面 円 金 万 金 額 円 額 で で 二 三 千 兆 六 二 百 千 七 三 十 百 八 二 億 十 二 億	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 圏 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 價 て い ご 順 格 る て と 次 の 。 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 別 発 行 参 加 行 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	振 替 單 位
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入 価	發 行
込 期	札 參	所 支	金	還 期	入 価	・ 別	債 札	格 行
日 加				札 格	第	參	市 發	競 價
				競 發	I	加	場 行	爭 格
				競 I		加	場 爭	格 日

平
成
二
十
五
年
三
月
十
一
日

財
務
大
臣
か
ら
通
知
を
き
き
受け
た
者

日
額
本
面
銀
行
額
百
支
金
額
を
と
、
し
、
百
円
に
う
、
つ
。
そ
が
月
年
、
期
九
月
十
日
百
円
翌
行
日
營
業
業
日
日
に
に

償
當
還
還
期
限
償
償
・
札
格
札
格
第
參
市
發
競
I
加
場
發
競
I
加
場
行
爭
格
日

十
額
七
面
錢
金
七
額
厘
百
圓
上
に
つ
の
き
九
れ
九
ぞ
れ
九
九
の
応
九

額
面
七
面
錢
金
六
額
厘
百
圓
上
に
つ
の
そ
れ
九
れ
九
ぞ
れ
九
の
九

募
十
額
七
面
錢
金
十
額
厘
百
圓
三
月
十
一
日
額
十
額
厘
百
圓
三
月
十
一
日
最
振
低
替
額
口
面
座
金
簿

平
す
額
の
記
替
。整
載
法
数
又
は規
定
の記
定
金
録
に
額
はよ
る
に、
る
よ最
振
低
替
額
口
面
座
と金
簿